

令和5年度加西市単独型短期入所施設整備補助事業者の選定を公募型プロポーザル方式により実施するもので、次のとおり公告する。

令和5年7月12日

加西市告示第125号

加西市長 高橋 晴彦

1 事業概要

(1) 事業名 加西市単独型短期入所施設整備補助事業

(2) 事業内容 「令和5年度加西市単独型短期入所施設整備補助事業プロポーザル公募要領」及び「加西市単独型短期入所施設整備事業補助金交付要綱」のとおり

2 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること

ア 次のいずれかに該当する法人であること。

(ア) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

(イ) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）

等に規定する一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人

(ウ) 日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）に規定する日本赤十字社

(エ) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

(オ) 労働者協同組合法（令和2年法律第78号）に基づいて設立された労働者協同組合

(カ) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社

イ 施設の利用者やその養護者はもとより、地域との信頼関係を築くことができる事業者であること。

ウ 障害者福祉事業関係の実績を有し、熱意と見識をもって単独型短期入所施設を運営するために必要な経営基盤及び社会信望を有していること。

エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）に基づく基本方針、人員、設備、運営に関する基準を遵守できること

オ 加西市障害者基本計画・第6期加西市障害福祉計画・第2期加西市障がい児福祉計画に基づく障がい者（児）支援行政について積極的に協力し、継続して事業を実施できる事業者であること。

カ 加西市暴力団排除条例（平成24年加西市条例第1号）第2条第1号の暴力団及び同条第2号の暴力団員並びに同条第3号の暴力団密接関係者に該当しないこと。

キ 宗教活動や政治活動を目的とした事業者ではないこと。

ク 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。

ケ 法人及び代表者が、国税及び地方税を滞納していないこと。

コ その他法令等に違反しない事業者であること。

3 手続き等

(1) 事務局

加西市健康福祉部地域福祉課障がい者支援係
〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾 1000 番地
電話 0790-42-8725 (直通) FAX 0790-43-1801
メール shogaifukushi@city.kasai.lg.jp

(2) 実施要領等の公表

公告日から「令和5年度加西市単独型短期入所施設整備補助事業者プロポーザル公募要領」等を加西市ホームページで公表する。

(3) 公募申請書等の受付

ア 受付期限 令和5年7月12日(水)から令和5年8月17日(木)まで
イ 提出場所 加西市健康福祉部地域福祉課障がい者支援係(市役所1階南側)
ウ 提出方法 持参

受付については、平日午前8時半から午後5時15分までとする

4 その他

- (1) その他詳細は、「令和5年度加西市単独型短期入所施設整備補助事業者プロポーザル公募要領」のとおり
- (2) 本プロポーザルに係る全ての費用は参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出期限後の提出書類の加除修正は認めない。
- (5) 市は、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提出書類を複写して使用することがある。
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。